

## 資源向上活動（共同）

(2) 農村環境保全活動

## 生態系保全

### 取組番号39 生物の生息状況の把握

地域における生物多様性保全を推進するため生物等の調査

地域において保全する生物の動向を把握するためのモニタリング調査、記録管理



たんぼの生き物調査



水路の生き物調査



子供たちによる生物観察と水路の清掃活動

### 取組番号40 外来種の駆除

地域における生物多様性保全のために外来の魚類等の生物を駆除



ため池のブラックバス駆除

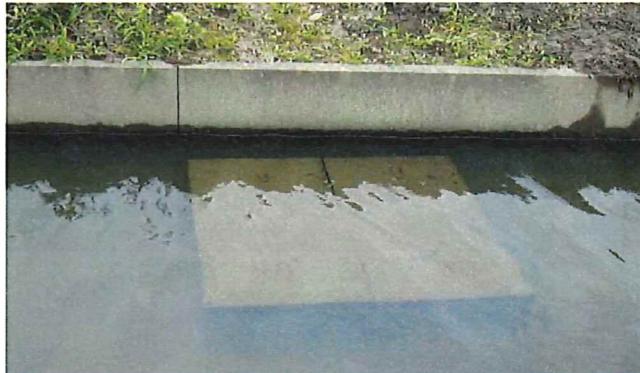


セイタカアワダチソウの駆除

### 取組番号41 その他（生態系保全）

#### □ 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理

保全する生物の生息環境を創出する護岸等や魚巣ブロック、魚道等の設置



魚巣ブロックの設置

#### □ 水田を活用した生息環境の提供

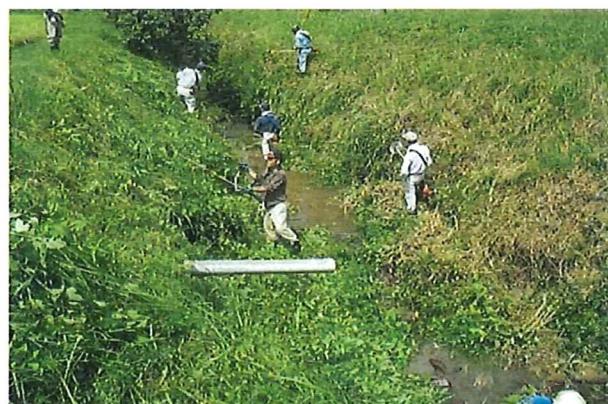
遊休農地等をビオトープとして活用  
鳥類の餌場等のために水田を冬季湛水



水田を活用した生息環境の提供  
(はっちょうとんぼ)

#### □ 生物の生活史を考慮した適正管理

保全する生物の生活史に配慮した草刈りや泥上げ



生物の生活史を考慮しホタルの産卵時期  
をずらした草刈りを実施

## 生態系保全

### □ 放流・植栽を通じた在来生物の育成

近年減少している在来生物の放流・植栽、生息環境を継続的に確保するための管理法面等に植栽する場合に在来植物を植栽するとともに定期的な草刈り等による管理



放流を通じた在来生物の育成  
(イワナの放流)



放流を通じた在来生物の育成  
(サケの放流)



在来植物の植栽 (ヒガンバナ)

### □ 希少種の監視

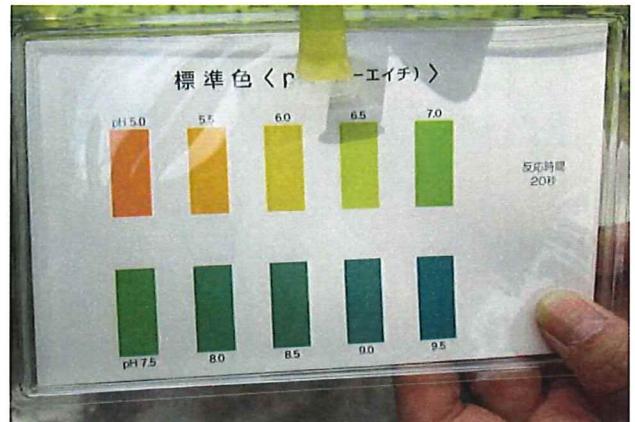
水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合に乱獲等を防ぐための定期的な監視



希少種の監視 (モリアオガエル)

取組番号42 水質モニタリングの実施・記録管理

水質の動向を把握するために、水質モニタリング調査・記録管理



定期的にため池の水質調査を実施し記録



子供会による水質モニタリング



水路周辺の水質調査を実施し記録

## 水質保全

### 取組番号44 その他（水質保全）

#### □ 水質保全を考慮した施設の適正管理

水質保全のために植栽したヨシ等の植物の草刈り、新たにヨシ等の植栽  
水質保全のために木炭等の接触材を利用した水質改善施設を設置、定期的に更新等



木炭を沈め水質浄化



EM団子作り（水路に投入し水質改善）

#### □ 水田からの排水（濁水）管理

濁水がほ場内に滞留して浮遊物質の沈殿が図られるように排水止水板を設置



水田の土粒子が沈殿してから落水する濁水対策

#### □ 循環かんがいの実施

地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施



下流部の水門を閉め一時的に貯留し用水利用

#### □ 非かんがい期における通水

水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期にも水路に通水



水質悪化防止のため、通年通水を実施

取組番号45 植栽等の景観形成活動

農用地、水路、ため池、農道を活用して景観をよくするために花壇や景観植物の植栽



農道沿いに花苗の植栽



プランターに花苗の植栽



農地を活用しヒマワリを植栽



畦畔にシバザクラを植栽



コスモスの種まき



農地を活用し季節の花を植栽

## 景観形成・生活環境保全

### 取組番号46 施設等の定期的な巡回点検・清掃

景観保全と生活環境保全のため定期的にゴミ拾いや不法投棄防止の巡回点検  
冬期間の積雪時に農道等の除雪、畦畔法面の管理作業省力化のために法面小段を設置



定期的にゴミ拾いを実施



農地法面に小段を設置

### 取組番号47 その他（景観形成・生活環境保全）

#### □ 農業用水の地域用水としての利用・管理

農業用水を生活用水、防火用水、親水空間に利用と維持管理



防火水槽の管理

#### □ 農用地から風塵の防止活動

農用地からの風塵の影響を小さくするために植物の植栽



防風・防砂目的の防風林の植栽

#### □ 伝統的施設や農法の保全・実施

伝統農法の実施を通じて農村の景観形成、歴史的な価値ある農業施設の保全



ヨズクハデの継承



名垣の積み直し補修

取組番号49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全

□ 水田の地下水かん養機能向上活動

水田の地下水かん養機能を発揮させるために営農以外の目的で水田に水張り



地下水かん養に貢献する冬期湛水

□ 水源かん養林の保全

水源かん養林を対象にした保全活動



水源かん養林の保全管理

取組番号50 地域資源の活用・資源循環活動

□ 有機性物質のたい肥化

資源の循環を促進するために家庭からの生ごみ等を収集し、たい肥化



刈草を集め工コたい肥づくり

□ 間伐材等を利用した防護柵等の適正管理

間伐材を利用した防護柵等の設置・補修



間伐材を利用し農用地法面の補修

□ 農業用水の反復利用

農業用水を有効活用するために農業用水を反復して循環的な利用



流末でポンプアップし水不足の  
流域へ農業用水の反復利用

## 取組番号51 啓発・普及

### □ 広報活動

農村環境保全活動に対する地域住民の理解を深めるために、パンフレット、機関紙等の作成・配布、看板の設置、インターネットホームページの開設・更新等の活動  
外来種の進入防止や駆除に対する理解を得る取組



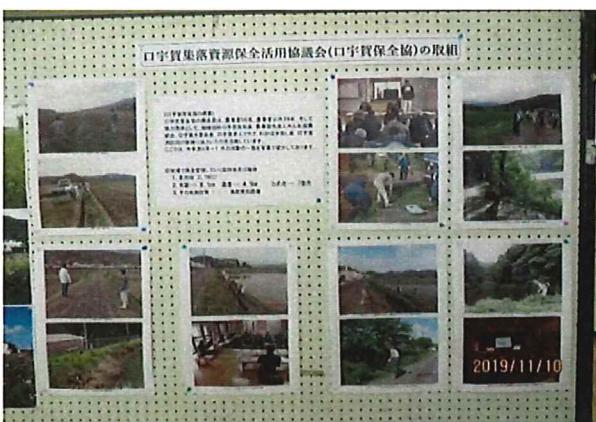
取り組んでいるテーマの活動等を掲載した広報紙を定期的に作成し各戸に配布



取り組んでいるテーマについて  
看板を作成し設置



地域での活動実施時にノボリを掲揚し  
活動実施中であることをPR



取り組んでいるテーマの活動について  
広報パネルを作成し地区内外の方へPR

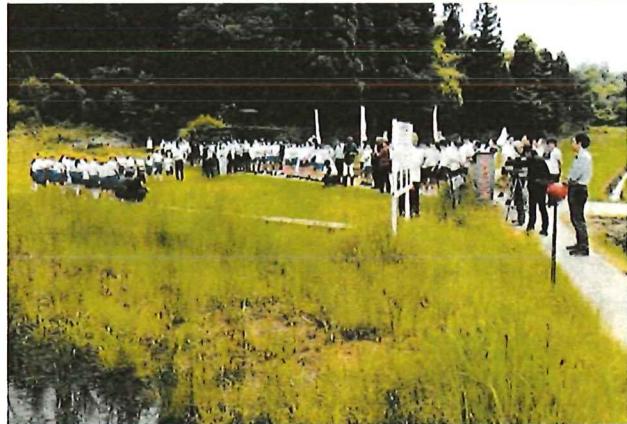
## 啓発・普及

### □ 啓発活動

地域の農村環境保全のために農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見等を得る  
保全する生物についての検討や水質保全計画・景観形成計画等の策定のために、集落  
の会合の場を活用して勉強会等の開催



農村環境のテーマに詳しい  
専門家を招き、指導を受ける



啓発活動（とんぼの専門家から説明を受ける）  
交流活動（小学校、中学校、高校、大学と連  
携し、取り組んでいる活動を理解  
してもらうための観察会を開催）

### □ 地域住民等との交流活動

農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高める地域住民等との交流活動  
生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の生物を対象とした観  
察会や植物等の観察路、鳥の観察台を設置及び適正な維持管理



シバザクラ祭り開催



活動内容を紹介した映像DVDを  
作成し地区文化祭の会場で披露



大学生とのビオトープづくり

## □ 学校教育等との連携

農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供により、小中学校、高等学校、幼稚園等との連携



小学校と連携しシバザクラの植栽の体験



小学校と連携し田植え体験



幼稚園と連携し花苗プランタ作り体験



小学校と連携し芋植付体験



食育活動の実施（保育園児とそばを播種し、収穫して、そば収穫祭で交流）

## 啓発・普及

### □ 行政機関等との連携

市町村等が作成する広報紙に、地域における生息生物・景観等についての情報の提供、地域の取り組み実績等を投稿



取り組んでいるテーマの活動について  
市町村等が発行する広報紙（地域セン  
ターだより）に投稿し広くPR

### □ 地域内の規制等の取り決め

農村環境保全活動を推進していくために、規制（ルール、約束事等）について、地域の合意の下で取り決め

#### 町内生活環境保全並びに排水路利用についての取決め

町に住居、会社、商店その他の土地を有し、町内の排水路その他の利用する者は、生活環境や農業生産に支障をきたすことのないよう協力することを歴史的、下記事項を遵守すること。

##### 記

1. 町は、農業主体の地域であることを認識し、農業生産のための施肥・農薬散布及び農業機械の稼動等その他に対し要請を申し立てないこと。  
なれば、農家も開拓者に迷惑がかからないよう事前に通知する等配慮し、お互いによき調人関係を保つこと。
2. 各者が所有する土地は基より、これに同様する道路・排水路等開拓も常に管理し、他人に迷惑を掛けないよう環境保全に努めること。
3. 排水の排出をはじめ施肥・耕育その他、生活環境に悪影響を及ぼす事態が予測されたとき及び万一生じたときは、原因者において直ちに適切な改善措置を講じ効果・再発を防止すること。
4. 町の農業用水は、殆どが排水利用の便を経由し、特に排水の水質浄化に努めること。
5. 水洗便所の設置及び新たに排水をしようとするものは、次の事項を遵守すること。
  - ① 開拓者に迷惑をかけないことの権利者その他の開拓者と土木委員会に提出し、許可を受けなければならない。
  - ② 水洗便所の設置にあたっては、必ず令井津浄化槽を設置（浄化槽からの排水は、耕種排水路等しくは三面コンクリート等整備された支幹排水路であること。）し、以降法定の保守点検を受けること。
  - ③ 所水以外の排水及び生活下水については、浄化槽により合併処理をするか、沈殿槽を二層以上設けて処理し、必ず標示基準値以下の排水とし、水質浄化に努めること。
  - ④ 最終する排水槽の法面は、コンクリート造りとし、両辺に棘木・棘草が繁殖しないよう管理すること。  
また、敷地と開民渠は、コンクリート施設等により土砂の流出を防ぐこと。
6. 生活環境保全のための、町内で定めた奉仕活動には全戸出役のこと。  
但し、正味を得ず出役できない時は、応分の負担をすること。

取り組んでいるテーマについての環境保全活動を推進していくため規制（ルール等）